

未収金問題について



顧問弁護士

永田雅英法律事務所

永田雅英

Q 1 一部負担金を払わない患者に請求書を送り続けることに意味がありますか？

A 消滅時効に関しては、後記のとおり、限定された意味しかありません。

Q 2 医療費の消滅時効は何年ですか？

A 5年です（改正民法166条1項1号）。しかし、令和2年4月1日の改正前に発生した医療費については3年です（旧民法170条1号）。なお、判決や督促手続による支払

命令を得た場合には10年です（改正民法169条1項）。

Q 3 請求書送付の意味と効果は？

A 請求書の送付は、法的には催告を意味します。1回目の催告すると6カ月間は消滅時効が完成しません（改正民法150条1項）。しかし、2回目以降の催告には完成猶予の効力はありません（2項）。結局、前記のとおり、患者に請求書を送り続けても、消滅時効に関しては、ほと

んど意味がありません。

Q 4 1回目の催告を行う意味と注意事項は？

A 消滅時効を完成させるためには、裁判を起すか督促手続により支払命令を得る必要があります。ただ、そのための時間的余裕がないときに、時間稼ぎに、催告をすることがあります。ただし、催告した日付を後日証明するために、内容証明・配達証明付きの郵便で催告をする必要があります。

Q 5 それでは、ただ単に、請求書を送り続けることは無意味ですか？

A 高額医療費については法的手続をためらうべきではありません。しかし、費用倒れになるので法的手続をとらないのが通常でしょう。しかし、その場合でも、会計処理上のコンプライアンスの観点から、税理士さんなどと相談して、一定期間は、請求書を送り続けるべきです。払わない場合には、急患の場合などを

除いて、応召義務（医師法19条1項）を免れる範囲が広くなると思われれます。

Q 6 費用のかからない効果的な方法は？

A 分割払いとして一部分でも払ってもらうか、未払医療費について確認書を貰えたら、債務を承認したことになります。そして、そのときから新たに5年間の時効が進行します（改正民法152条1項）。

Q 7 入院など高額医療費の発生が予想される場合の対応は？

A 連帯保証人を付けるべきです。ただし、連帯保証人を義務化することには問題があります。それでも、医療機関として連帯保証人を付けるように努力すべきです。民法改正により、極度額の定めなど連帯保証人を保護する規定（改正民法465条の2の2項ほか）が新設されたので、連帯保証人を求めやすくなっています。

長崎保険医新聞 2021年11月号掲載

※無断転載禁止※